

東大和市子ども・子育て未来プラン 《令和3年度実施状況報告書》

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画
第1期東大和市次世代育成支援行動計画



東京
ゆったり日和
東やまと

目次

I 計画の進行管理	…1ページ
II 令和3年度実施状況報告書	…2ページ
II-I 子ども・子育て支援事業	
1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	…3ページ
1 認定区分の分類と保育の必要性	
2 「量の見込み」を算出する項目	
2. 人口の見込み	…5ページ
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	…6ページ
1 保育園、幼稚園等事業	
…(1)1号認定(3～5歳・幼児期の学校教育のみ)	
…(2)2号認定(3～5歳・保育の必要性あり)	
…(3)3号認定(0歳・保育の必要性あり)	
…(4)3号認定(1～2歳・保育の必要性あり)	
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	…8ページ
1 時間外保育事業(延長保育事業)	
2 放課後児童健全育成事業(学童保育所運営事業)	
第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画	
3 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)	
4 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	
5 一時預かり事業	
…(1)幼稚園による一時預かり事業	
…(2)一時預かり事業・緊急一時保育事業	
6 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	
7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
8 利用者支援事業	
…(1)保育コンシェルジュ事業・特定型	
…(2)母子保健型	
9 妊婦健康診査事業	
10 乳児家庭全戸訪問事業	
11 養育支援訪問事業	
12 要保護児童対策地域協議会運営事業(子ども家庭支援センター運営事業)	
13 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
…(1)新規参入施設等への巡回支援	
…(2)認定こども園特別支援教育・保育経費	

5.教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 …19ページ

- 1 認定こども園の普及に係る基本的考え方
- 2 質の高い教育・保育の提供に向けた取組
- 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- 4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携
- 5 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携

6.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 …21ページ

7.基本指針に基づく任意記載事項 …22ページ

- 1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携
 - …(1)児童虐待防止の充実
 - …(2)母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
 - …(3)障害児施策の充実等

II-II 第1期東大和市次世代育成支援行動計画 …24ページ

基本目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

基本目標3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

I 計画の進行管理

進捗状況の管理

- 「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」については、庁内関係各課において、具体的な内容を毎年度ごとに点検・評価し、対象事業等の実施状況を国の基本方針に基づいて公表します。
- 計画期間中の進行管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の附属機関である「東大和市子ども・子育て支援会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見や調査審議等を行います。
- 事業の実施状況や実績等については、「東大和市子ども・子育て支援会議」において、点検・評価し、必要に応じて改善を促された事業等については、改善に向け必要な措置を講ずるよう努めます。
- 「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」に基づく対象事業等の実施状況については、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を踏まえ、評価を行います。
- 計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

計画の成果指標

- 「成果指標」については、次のとおり設定し、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、評価を行います。

	指標	区分	現状（平成30（2018）年度実績）	目標値（令和6（2024）年度末）	備考
計画全体	東大和市における子育て環境や支援への満足度（5段階評価で3以上の割合）	未就学児家庭	78.10%	80.00%	東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査
		就学児家庭	74.10%	80.00%	

各事業の評価及び次年度以降の方向性について

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、各事業の「令和3年度の計画値」と実績値を比較した結果、どの程度達成したかについての自己評価を次の4つの数字で表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、次年度以降の方向性についても掲載しています。

- 第1期東大和市次世代育成支援行動計画については、各事業の達成目標について、令和3年度に取り組んだ結果、どの程度到達したかについての自己評価で、その結果を次の4つで表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、次年度以降の方向性についても掲載しています。

Ⅱ 令和3年度実施状況報告書

子ども・子育て支援事業計画

標記の計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。女性の就業率の上昇や令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響、首都圏における保育士人材不足などの社会情勢等を踏まえた、幼児期の教育・保育の質・量の確保のための方策及び地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援の方策について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

計画の内容につきましては、子ども・子育て支援法第77条に基づき、学識経験者、公募委員（子どもの保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、審議・検討を行いました。

【参考】子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

標記の計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法第60条第2項の基本指針に基づき、平成30（2018）年9月に定められた新・放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画です。

すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

【参考】子ども・子育て支援法

（基本指針）

第六十条

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

【参考】次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

Ⅱ-I 子ども・子育て支援事業

1.教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

1 認定区分の分類と保育の必要性

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。
 保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」については以下のとおりです。

「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

標準時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分した場合の認定区分は、次のとおりとなります。

教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）

保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の利用

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—		
		保育短時間利用（最長8時間）			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用	
		保育短時間利用（最長8時間）		（標準4時間）	

2 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査を参考に量の見込みの算出を行っています。

【教育・保育】

	事業	(認定区分)	対象
1	教育標準時間認定 幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定 幼稚園 認定こども園 保育園	2号認定	
3	保育認定 認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

	事業	本計画における対象
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	2～12歳以下の小学生
7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	0～5歳
8	一時預かり事業（在園児対象）	3～5歳
	〃（在園児以外対象）	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0～5歳
		小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児及び小学生等
11	利用者支援事業	子育て中の親子（妊婦含む）

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会運営事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」があります。

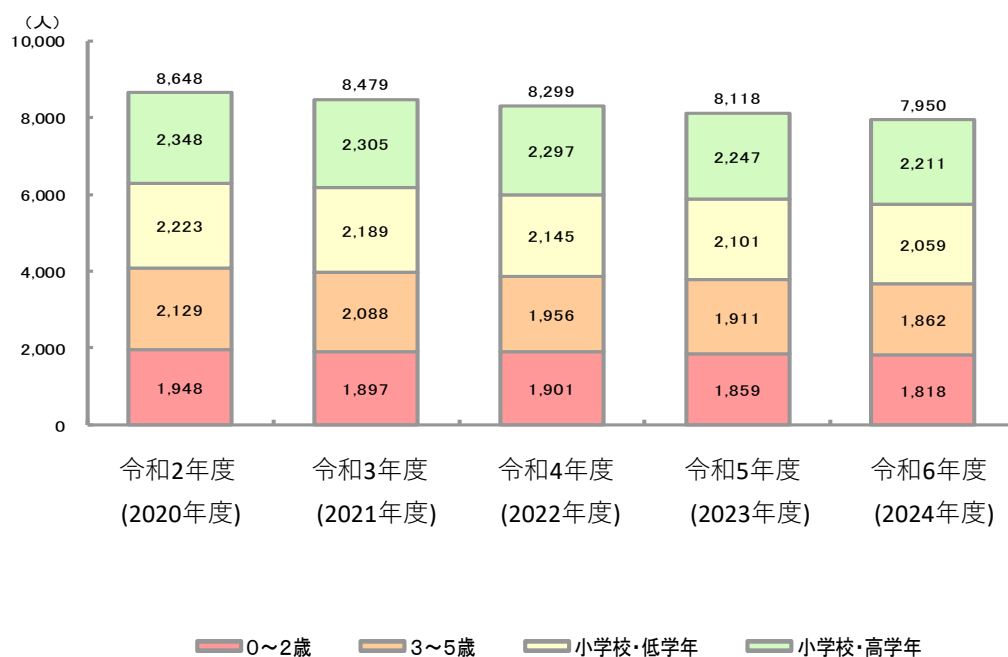
2.人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年までの4月1日現在の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	647	631	619	605	590
1歳	622	654	638	626	612
2歳	679	612	644	628	616
3歳	683	673	607	639	623
4歳	735	681	669	604	636
5歳	711	734	680	668	603
6歳	712	700	723	669	658
7歳	772	718	705	728	674
8歳	739	771	717	704	727
9歳	770	743	775	721	707
10歳	786	774	746	778	724
11歳	792	788	776	748	780
計	8,648	8,479	8,299	8,118	7,950

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



3.教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 保育園、幼稚園等事業

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

(1) 1号認定 (3～5歳・幼児期の学校教育のみ)

単位：人

		令和2年度 (実績)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (実績)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
見込み量 (A)		665	723	637	709	664	649	633
提供量	特定教育・保育施設 保育園、幼稚園、認定こども園	386	392	388	392	392	392	392
	確認を受けない幼稚園 上記に該当しない	686	677	621	677	677	677	677
	特定地域型保育事業 小規模、家庭的、業所内保育	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外 認可外・その他	—	—	—	—	—	—	—
合計 (B)		1,072	1,069	1,009	1,069	1,069	1,069	1,069
過不足分 (B) - (A)		407	346	372	360	405	420	436
令和3年度の実施状況		評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
前年度と比較し、見込んでいた計画値よりも利用者数が減少し、見込み量(計画値)ほど利用者がいませんでした。実績において、見込み量を提供量が372人上回りました。 ※幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的に利用する児童は2号認定児童として計上しています。		3		提供量1,009人については、見込み量637人に対し372人上回っており、十分な数を確保することができました。			人口減少や女性の社会進出により、1号認定の教育需要は減少傾向にあるため、教育施設と連携し、適正な提供量となるよう調整を行っていきます。	

(2) 2号認定 (3～5歳・保育の必要性あり)

単位：人

		令和2年度 (実績)	令和2年度 (計画値)	令和3年度 (実績)	令和3年度 (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
見込み量 (A) (教育希望が強い)		135	134	140	132	123	121	118
見込み量 (A) (上記以外)		1,260	1,260	1,264	1,236	1,158	1,131	1,102
提供量	特定教育・保育施設 保育園、幼稚園、認定こども園	1,363	1,403	1,368	1,403	1,396	1,450	1,450
	確認を受けない幼稚園 上記に該当しない	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業 小規模、家庭的、業所内保育	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外 認可外・その他	135	138	140	138	138	138	138
合計 (B)		1,498	1,541	1,508	1,541	1,534	1,588	1,588
過不足分 (B) - (A)		103	147	104	173	253	336	368
令和3年度の実施状況		評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
前年度と比較し、認可保育園及び認定こども園の利用者数は、若干増加しました。実績において、見込み量を提供量が104人上回りました。 ※幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的に利用する児童も2号認定児童として計上しています。		3		提供量1,508人については、見込み量1,404人に対し104人上回っており、十分な数を確保することができました。			出生数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めます。	

(3) 3号認定 (0歳・保育の必要性あり)

単位：人

		令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (計画値)		令和5年度 (計画値)		令和6年度 (計画値)	
見込み量 (A)		157	196	145	191		187		183		179
提供量	特定教育・ 保育施設	148	168	148	168		183		183		183
	確認を受け ない幼稚園	—	—	—	—		—		—		—
	特定地域型 保育事業	18	18	18	18		18		18		18
	上記以外	8	6	8	6		6		6		6
	合計 (B)	174	192	174	192		207		207		207
過不足分 (B) - (A)		17	▲ 4	29	1		20		24		28
令和3年度の実施状況		評価		評価の理由				次年度以降の方向性			
前年度と比較し、0歳児の利用者が減少したため、実績において、見込み量を提供量が29人上回りました。		3		提供量174人については、見込み量145人に対し29人上回っており、十分な数を確保できました。				出生数の減少や新型コロナウイルス感染症などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めていきます。			

(4) 3号認定 (1~2歳・保育の必要性あり)

単位：人

		令和2年度 (実績) (計画値)		令和3年度 (実績) (計画値)		令和4年度 (計画値)		令和5年度 (計画値)		令和6年度 (計画値)	
見込み量 (A)		795	774	758	772		766		753		753
提供量	特定教育・ 保育施設	690	646	695	646		682		710		710
	確認を受け ない幼稚園	—	—	—	—		—		—		—
	特定地域型 保育事業	73	72	73	72		72		72		72
	上記以外	12	12	12	12		12		12		12
	合計 (B)	775	730	780	730		766		794		794
過不足分 (B) - (A)		▲ 20	▲ 44	22	▲ 42		0		41		41
令和3年度の実施状況		評価		評価の理由				次年度以降の方向性			
前年度と比較し、1~2歳児の利用者が減少したため、実績において、見込み量を提供量が22人上回りました。		3		提供量780人については、見込み量758人に対し22人上回っており、十分な数を確保できました。				出生数の減少や新型コロナウイルス感染症などの影響による、今後の保育需要の動向に注視しつつ、提供量の確保・維持に努めていきます。			

4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

1 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)
① 量の見込み	310	420	213	411		398		389		379
② 確保の内容	310	420	213	411		398		389		379
差異 (②-①)	0	0	0	0		0		0		0
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由				次年度以降の方向性			
量の見込みの計画値は411人となっていました。実績は213人となりました。	3		量の見込みに対する確保の内容が充足していることから、保育需要に対応できました。				保育需要の増加に備え、提供体制の維持・確保に努めます。			

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

2 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

【事業の内容】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(実績)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)
① 量の見込み	800	926	794	907		904		876		853
1年生	344	363	319	357		369		341		335
2年生	256	219	258	203		200		206		191
3年生	136	181	154	189		176		173		178
4年生	48	97	48	93		97		91		89
5年生	13	66	13	65		62		65		60
6年生	3	0	2	0		0		0		0
② 確保の内容	831	827	830	857		887		872		872
差異 (②-①)	31	▲ 99	36	▲ 50		▲ 17		▲ 4		19
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由				次年度以降の方向性			
学童保育所待機児童対策の一環で、基準定員の定員数を増やしています。	3		確保の内容が量の見込みを上回ることができました。				引き続き学童保育所待機児童対策を講じながら、学童保育所運営事業を行っていきます。			

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から算出した利用意向及び過去5年間分の学童保育利用率（平均利用児童／登録児童数）を総合的に勘案し必要利用人数を算出。

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

【趣旨・目的】

新・放課後子ども総合プランは、「放課後子ども総合プラン」から引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、目標を設定し、新たなプランとして策定したものです。

東大和市行動計画は、新・放課後子ども総合プランに基づき、すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、策定しています。

○事業の内容：学童保育所の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

○行動計画：「量の見込みと確保策」に記載の表（第5章第5節2「放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）」に記載）のとおりとします。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
学童保育所待機児童対策の一環で、基準定員の定員数を増やしています。	3	確保の内容が量の見込みを上回ることができました。	引き続き学童保育所待機児童対策を講じながら、学童保育所運営事業を行っていきます。

○事業の内容：一体型の学童保育所及び放課後子ども教室の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量・放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

○行動計画：「放課後子ども教室の目標事業量等」のとおりとします。

※新・放課後子ども総合プランにおいては、令和5（2023）年度までの目標事業量や実施計画等を市町村行動計画に盛り込むべきとされていますが、東大和市子ども・子育て未来プランは令和6（2024）年度までを計画期間としていることから、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画は令和6（2024）年度までを計画期間とします。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、活動を中止していたが、感染状況をみながら、一時再開することができました。	1	新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの期間を活動中止としましたが、感染対策をしながら一部の学校で再開できた期間がありました。	新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、スタッフに感染対策を浸透させ完全に講じることができる状態になったうえで再開します。

放課後子ども教室の目標事業量等

単位：箇所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
平日毎日活動する教室の数	1	2	3	4	5
一体型の数	0	2	4	6	7
うち学校内で行う一体型	0	1	2	3	3
連携型の数	3	2	2	2	1

※一体型とは、学童保育所と放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、学童保育所と放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小中学校内以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、学童保育所の児童が参加できるものをいう。

○事業の内容：学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

○行動計画：地理的に近接しており、一体型・連携型が可能と思われる小学校区において、教育委員会と連携し、実施場所及びスタッフの確保に努め、一体型・連携型の実施を目指します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
教育委員会と連携した実施場所及びスタッフの確保について実施できた内容はありませんでした。	0	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、放課後子ども教室を大半の期間休止としたことから、具体的な実施内容はありませんでした。	放課後子ども教室の再開が可能となった際に、現状を把握し、学童保育所運営委託受託事業者及び教育委員会等と連携について検討してまいります。

○事業の内容：小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

○行動計画：余裕教室等の使用計画や活用状況等について教育委員会に照会し、学童保育所及び放課後子ども教室としての活用について、協議を行います。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
東大和市立第三小学校内に学童保育所第三クラブを移転しました。 また、東大和市立第四小学校内に学童保育所の開設準備を行いました。	2	教育委員会や小学校等の理解と協力を得て、当市初の学校内学童保育所の開設をすることができ、市、学校、学童保育所運営業務受託事業者の3者で、一体型の検討することができました。また、新たに学童保育所の開設に向けて具体的な準備を行うことができました。	学童保育所第三クラブの実施状況の検証を行い、実施に向け調整を図ってまいります。

○事業の内容：学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

○行動計画：福祉部局及び教育委員会で窓口となる部署を明確にし、協議・連携の体制を整えます。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会との協議・連絡体制構築のための窓口部署の明確化を行いました。	2	学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会との協議・連絡体制構築のための窓口部署の明確化について、教育委員会に依頼し、回答を得ることができました。	協議・連携の方法について、担当課が教育委員会へ移管することにより、更なる具体的な調整を進めていきます。

○事業の内容：特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

○行動計画：特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を行うほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等と連携し、児童が安心して過ごすことができるように努めます。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会を実施しました。また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、学校、家庭、子ども家庭支援センター等と連携しました。	1	学童保育所運営業務受託事業者が、職員研修の一環として、支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会を実施しました。また、特別な配慮を必要とする児童への対応として、学校、家庭、子ども家庭支援センター等と連携ができました。	引き続き、特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を行うほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等との連携について推進していきます。

○事業の内容：地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組

○行動計画：引き続き、午後7時までの育成時間の延長の実施に努めます。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
平成28年度から育成時間を午後7時まで実施しています。	3	全学童保育所において、午後7時まで育成時間を延長し、実施しました。	引き続き育成時間の延長の実施に努めます。

○事業の内容：各学童保育所が、「新・放課後子ども総合プラン」に記載した学童保育所の役割をさらに向上させていくための方策

○行動計画：通常の育成支援に加え、学習支援や、各種行事及び合同行事などの多様な活動を実施し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
通常の育成支援に加え、学習支援や暦に合わせた各種行事等を行いました。	3	年間を通して、学習支援や英語教室の実施、縁日遊びやクリスマス会、節分等、暦に合わせた行事等を行い、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図ることができました。	引き続き、学習支援や各種行事の実施に努めます。

○事業の内容：「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた学童保育所の役割を果たす観点から、各学童保育所における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

○行動計画：各学童保育所の育成支援の内容について、各学童保育所から発行する広報紙により、児童や保護者に周知します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
各学童保育所から毎月広報誌を発行しました。	3	各学童保育所からクラブだよりを発行し、児童の様子や行事予定、育成支援の内容について周知を行いました。	引き続き毎月の広報誌の発行を継続していきます。

3 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。現在は養育協力家庭4か所で開催しています。

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	2	28	42	28	28	28	28
② 確保の内容	192	192	192	192	192	192	192
差異(②-①)	190	164	150	164	164	164	164
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
相談等を通じて、利用が必要な子育て家庭にサービスを提供しました。令和3年度から児童養護施設で子どもを預かる施設型ショートステイを開始し、今年度は全件が施設型の利用でした。	3		一時的に子どもの養育が困難となった場合に、いつでも利用できることが求められる事業ですが、支援を必要としている家庭に対し、適切にサービスを提供できました。			家庭的環境で預かることのできる養育協力家庭で預かる外、施設型ショートステイを実施していきます。今後も、提供体制の維持、確保に努めます。	

※量の見込みの考え方：平成30（2018）年度実績に基づく。

4 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市内の私立保育園3園（大和南保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深める方法や子育てのあり方を学ぶ機会を提供しています。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	8,655	6,537	12,382	6,366	6,379	6,239	6,101
② 確保の内容	12,000	12,000	12,382	12,000	12,000	12,000	12,000
差異(②-①)	3,345	5,463	0	5,634	5,621	5,761	5,899
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定期間の臨時休館を設けることがありましたが、感染防止対策の徹底を図り事業を実施しました。 民間保育園では、利用及び育児講座・各種教室への参加が、853人ありました。 児童館6館の利用者数は、11,529人でした。	3		新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、行事等の中止がありましたが、感染防止対策の徹底を図りながら利用者支援を実施しました。			子育て家庭の交流や相談・情報提供などの場として事業を実施していきます。 引き続き、私立保育園3園及び児童館6館において子育てひろばを実施し、地域における子育て支援のさらなる推進に努めます。	

※量の見込みの考え方：ニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

5 一時預かり事業

(1) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行います。仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園で一時的に預かる事業で、平成27(2015)年度から開始しました。

現在は、市内の認定こども園2園で実施しています。

単位：人

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	188	126	149	123	116	113	110
② 確保の内容	188	126	149	123	116	113	110
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
量の見込みの計画値は123人となっていました。幼児教育・保育の無償化の影響により、実績は149人となり、計画値を上回りました。	3		量の見込みに対する確保の内容は充足していることから、教育施設に預けながら就労等をする保護者の保育需要にも対応できました。			保育需要に応じた提供体制が確保できているため、維持に努めます。	

※量の見込みの考え方：平成26(2014)年度から5か年の幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、最大の利用率を採用し、幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用推計から一時預かり人数を算出。

(2) 一時預かり事業・緊急一時保育事業

【事業の内容】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターでお預かりします。現在、一時預かり事業は、5か所で実施しています。緊急一時保育事業は、5か所で実施しています。

単位：人

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	5,323	4,097	3,717	4,004	3,876	3,788	3,698
② 確保の内容	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160
差異(②-①)	4,837	6,063	6,443	6,156	6,284	6,372	6,462
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
一時預かり事業は子ども家庭支援センターと市内の私立保育園4園で実施し、子ども家庭支援センターの延べ利用者数は2,702人、保育園4園の延べ利用者数は1,001人でした。 緊急一時保育は保育園5園で実施し、延べ利用者数は14人でした。 保育園は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による休園措置等により、利用者数は減少しました。	3		事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底し、継続的な運営に努めました。			引き続き、安全・安心な運営に努め、利用者支援を実施していきます。	

※量の見込みの考え方：平成26(2014)年度から5か年の保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平成30(2018)年度の利用率を採用し、保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用推計から一時預かり人数を算出。

6 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業の内容】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	209	1,184	564	1,161	1,136	1,111	1,088
② 確保の内容	1,434	1,680	1,446	1,680	1,680	1,680	1,680
差異(②-①)	1,225	496	882	519	544	569	592
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
量の見込みの実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により計画値を大きく下回りましたが、前年度より利用者は増加しました。	3		量の見込みに対する確保の内容は充足していることから、病気で集団保育が困難な時期にも、就労と子育ての両立を図りたい保護者の保育需要に対応できました。			保育需要に応じた提供体制が確保できているため、維持に努めます。	

※量の見込みの考え方：平成26（2014）年度から5か年の0歳から11歳までの子ども人口と病児保育事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平均利用率を採用し、子ども人口の推計値に掛け合わせて算出。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として、東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育て支援を行うとともに、安定した事業運営を図っています。

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	804	285	447	285	285	285	285
② 確保の内容	804	285	447	285	285	285	285
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
総数は減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰り出産や出産後の祖父母の協力を得ることが困難となった保護者の産前産後の家事援助等の利用が増加しました。	3		利用者のニーズに応え、必要とされるサービスを提供することができました。			引き続き、様々なニーズに対応するため、必要な支援を実施していきます。	

※量の見込みの考え方：平成30（2018）年度実績に基づく。

8 利用者支援事業

(1) 保育コンシェルジュ事業・特定型

【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

単位：箇所

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1	1
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
市役所の保育課窓口保育コンシェルジュを2名配置し、保育に係る情報提供、相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を行いました。	3		子育て中の保護者及び子どもや妊婦等が、そのニーズに応じた保育施設や保育事業を選択し、必要な保育事業を円滑に利用できるよう支援できました。			今後も引き続き、市役所の保育課窓口保育コンシェルジュ2名を配置し、子育て世帯への支援の充実に努めます。	

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出。

(2) 母子保健型

【事業の内容】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行います。

健康推進課窓口に1か所設置し、保健師による複数体制の配置を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

単位：箇所

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1	1	1
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
母子健康手帳の交付：508人 ※市立保健センター（1か所）で実施	2		母子健康手帳交付の際に全ての妊婦に対して保健師・看護師が面接を行うことで、妊娠から出産・子育てまでのサポートを切れ目なく行う機会を創出できました。			今後もすべての妊婦への面接を継続し、母子健康手帳の交付を通じて、母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援をしていきます。	

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出。

9 妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊娠期を健康に送ることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう、支援します。

単位：人日/月

	令和2年度 (実績) (計画値)	令和3年度 (実績) (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)		
① 量の見込み	8,480	9,058	8,128	8,834	8,666	8,470	8,260
② 確保の内容	8,480	9,058	8,128	8,834	8,666	8,470	8,260
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性		
14回の妊婦健康診査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票及び妊婦超音波検査受診票、新生児聴覚検査受診票を発行し、委託医療機関で健康診査を実施しました。 受診票交付数：8,128件	2	妊婦健康診査の受診票の交付により、妊婦の健康診査等を助成することで、妊娠期の適切な健康維持を図ることができました。			今後もすべての妊婦健康診査受診票の発行を継続していきます。		

※量の見込みの考え方：受診対象者数（0歳人口の推計×出現率（出生数/妊娠届（平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の出生数と妊娠届から算出））×一人当たりの平均健診回数（平成27（2015）年度から平成30（2018）年度を受診対象者数と健診回数（延べ））から算出。

10 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援しています。

単位：人日/月

	令和2年度 (実績) (計画値)	令和3年度 (実績) (計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)		
① 量の見込み	457	647	471	631	619	605	590
② 確保の内容	457	647	471	631	619	605	590
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性		
市の保健師や委託した訪問指導員が家庭を訪問し、新生児の発育、生活環境、疾病予防などの相談を行いました。 保健師訪問指導数 134 委託訪問指導数 337	2	コロナ禍においても感染症対策をとりながら、乳幼児の全戸訪問を行うことで、子育てに関する情報提供により、母子の健康増進を図り、母子保健から児童福祉へ切れ目のない支援を行いました。			今後も乳幼児の全戸訪問を行うことで、育児の孤立化を防ぎ、乳幼児の成長をサポートしていきます。		

※量の見込みの考え方：前年の15歳から49歳の女性の人口に直近5年間の0歳から1歳の平均変化率を乗じて出生数を算出して量の見込みとして算出。

1 1 養育支援訪問事業

【事業の内容】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行っています。

単位：人日/月

	令和2年度 (実績)	(計画値)	令和3年度 (実績)	(計画値)	令和4年度 (計画値)	令和5年度 (計画値)	令和6年度 (計画値)
① 量の見込み	26	21	121	21	21	21	21
② 確保の内容	72	72	128	72	72	72	72
差異 (②-①)	46	51	7	51	51	51	51
令和3年度の実施状況	評価		評価の理由			次年度以降の方向性	
対象家庭に対して訪問支援を行いました。 (専門的相談・支援) 訪問実施延件数16件 (育児・家事援助支援) 訪問実施延件数105件	3		養育支援が必要となった方に対し、適切なサービスの提供を行い、需要増に対して、十分なサービス確保に努めました。			今後も、事業の安定的な提供に努めます。	

※量の見込みの考え方：事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出。

1 2 要保護児童対策地域協議会運営事業（子ども家庭支援センター運営事業）

【事業の内容】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づき東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となって、関係機関と連携して虐待対応を行います。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
令和3年度年間事業計画に基づき実施しました。 ・代表者会議2回（書面会議） ・実務担当者会議4回（内、書面会議3回） また、個別のケースについては、適宜、チームケア会議等を開催しました。	3	新型コロナウイルス感染症の影響により、書面会議が中心となりましたが、実務担当者会議では新たに進行管理部会（未就学児童対象）を開催しました。 また、個別ケースについては、適宜、チームケア会議を開催することで、関係機関との情報共有、役割分担、支援方針の検討及び連携を図りました。	関係機関との連携強化、児童虐待防止や里親制度の周知、啓発に努めます。

1 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
施設型給付を受けない私立幼稚園に通園する、生活保護受給世帯の子ども、年収360万円未満相当世帯の子どもまたは所得階層に関わらず第3子以降の子どもの保護者に対し、幼稚園に支払う給食費のうち副食費分について、幼稚園教育の振興と充実を目的として、補助金を交付しました。	3	実費徴収に係る補足給付費補助金の交付対象者47人に補助金を交付し、幼稚園に支払う給食費等の負担を軽減した保護者数は、延べ475人になりました。	今後も引き続き、幼稚園教育の振興と充実を図るため、対象者に対し、補助金を交付していきます。

1 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者(以下「新規参入事業者」)に対して、事業経験のある者(例:保育士経験者等)を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
新規参入事業者がいないため、実施しませんでした。	0	事業を実施しませんでした。	令和4年度以降、新規参入事業者があった場合、補助の活用を検討します。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
認定こども園が、本事業を実施するための職員加配が難しいことから、実施しませんでした。	0	事業を実施しませんでした。	次年度以降も、職員加配の状況に応じて、検討します。

5.教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方

【事業の内容】

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であるため、既存の幼稚園が認定こども園に移行することは、利用者の利便性の向上につながります。市では、2つの私立の就学前施設が認定こども園に移行しており、今後も幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援を行います。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
認定こども園への移行について、市内幼稚園から希望がなかったことから、支援を実施しませんでした。	0	市内にある新制度未移行の幼稚園において、認定こども園への移行について、希望がなく、支援を実施しませんでした。	今後も引き続き、認定こども園への移行について希望があれば、必要な支援を実施していきます。

2 質の高い教育・保育の提供に向けた取組

【事業の内容】

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。市では、質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命等の研修を行い、その専門性の向上を図っています。

今後も、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
8月に乳幼児救急救命講習会、10月に不審者対策研修会、12月に病児ケア研修、食物アレルギー研修を実施しました。	3	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を取りながら、4つ研修会を実施でき、教育・保育の質の向上に資することができました。	引き続き、研修会を実施し、更なる質の向上に努めます。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

【事業の内容】

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っています。また、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。

地域子ども・子育て支援事業についても、子育て家庭の多様化するニーズや地域の実状を踏まえ実施するもので、その役割は重要であり、子育て家庭が必要なサービスを利用できるように支援します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
地域子ども・子育て支援事業についてのパンフレットやチラシを作成し、施設や窓口に配布及び設置するとともに、市報や市公式ホームページや子育て応援アプリを活用して、事業等の周知を行いました。	3	各種の広報手段を活用することにより、子育て家庭が情報を受け取り、必要なサービスを利用できるよう情報発信をしました。	今後も、子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう情報発信に努めます。

4 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

【事業の内容】

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の児童の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
市内小規模保育事業5施設及び家庭的保育事業2施設について、市内認可保育園に連携施設を設けているため、切れ目なく保育が受けられるよう体制を整えています。	3	地域型保育施設について全施設、連携施設を設け、切れ目のない適切な保育を受ける体制整備を図っています。	次年度以降について、地域のニーズに応じて、維持していきます。

5 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携

【事業の内容】

子どもたちの乳幼児期における経験は多種多様です。異なる環境で過ごした子どもたちが、就学前の教育・保育施設等に就園し、その後小学校に円滑に就学するために、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が重要となります。市では、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携を図るため、幼保小連携会議を実施し、小学校就学に向けての情報交換、連携に関わる取組等を協議しています。

今後、小学校就学に配慮が必要な子どもたちに対して、支援のさらなる充実等にむけて連携強化を図ります。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
新型コロナウイルス感染症拡大の観点から中止しました。	0	事業を実施しませんでした。	各学校で教育・保育施設等との連携が確立してきたため、今後の幼保小連携会議は随時検討を行っていきます。

6.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

【事業の内容】

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から開始されました。

子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

市では、この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、分かりやすく制度の概要をまとめたカラーのパフレットを配布しました。	3	新入園児の保護者等、初めて子育てのための施設等利用給付を利用する場合においても、パフレットにより、理解の向上に努めることができ、公正かつ適正な支給の確保につながりました。	施設から保護者への案内などもあり、制度の理解については浸透してきていると思われま。今後は、市報の掲載等、定期的に周知を進めていきます。

7.基本指針に基づく任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

【事業の内容】

保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
保育園、幼稚園等事業において、保護者が入園を希望する時期に円滑に利用できるよう、提供量の確保に努めました。	3	1号認定、2号認定及び3号認定において、十分な提供量を確保することが出来ました。	幼児教育・保育の無償化による保育需要の動向及び保育士不足の影響を考慮しつつ、提供量の拡大の方策を検討していきます。

【事業の内容】

次世代育成支援対策推進法が令和7（2025）年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、市では、特定事業主行動計画を推進します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
第1期東大和市次世代育成支援行動計画に基づき、施策を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業が実施できませんでした。	1	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業が実施出来ないものの、工夫をしながら実施できた事業もありました。	今後も引き続き、感染症対策を講じながら各事業を実施していきたいと考えております。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

(1) 児童虐待防止の充実

【事業の内容】

- ・発生子防から早期発見、早期対応に努めます。
- ・子どもの安全確保及び支援に努めます。
- ・保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- ・福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
子どもと子育て家庭への総合相談支援のほか、児童虐待防止に向けた広報・普及啓発や関係機関への情報提供、要保護児童対策地域協議会の運営等の取組を行いました。	3	様々な取組を通じて、児童虐待の防止等を図ることができました。また、適宜、チームケア会議等、関係機関との連携による児童虐待対応により、重篤な虐待事案を発生させないよう相談支援に努めました。	相談支援及び子育て支援サービスの実施、関係機関との連携、広報による普及啓発等により、児童虐待防止の充実に努めます。

(2) 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

【事業の内容】

子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
ひとり親家庭の総合的な相談による自立支援を行いました。 ・生活一般、経済的支援等相談件数 602件 ・児童扶養手当受給者数 707人 (年度末における対象者数・全部停止者124人を含む)	3	新型コロナウイルス感染症の感染対策を図りながら、継続的な相談支援を実施しました。 必要に応じて、関係機関等と連携し、ひとり親家庭の生活の安定と向上に努めました。	引き続き、相談支援の継続及び各事業の広報等により、事業の利用の推進に努めます。

(3) 障害児施策の充実等

【事業の内容】

障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、福祉、保健・医療、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。

令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
当事者及び保護者の相談に応じ、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の適切な支給決定を実施しました。また、障害児を介護している方への相談支援や交流会としてケアラー支援事業を実施しました。	3	当事者及び保護者（介護者）の相談支援や支給決定を適切に実施しました。	関係機関と必要に応じて連携し、適切な相談対応及び支給決定を継続します。
乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学及び児童精神医学の立場から、発達に重点をおいた健診を行いました。 実施回数 27回 延受診者数 188人	2	身近な区市町村で発達健診を行うことにより、保護者の心理的・物理的負担なく適切なフォローをすることができました。	今後も発達状況について確認が必要とされた乳幼児を対象に発達健診を実施していきます。

Ⅱ-Ⅱ 第1期東大和市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針に基づく次世代育成支援対策に係る市町村行動計画です。

市では、平成17（2005）年度から平成26（2014）年度まで10年間にわたり、次世代育成支援対策推進法に基づき東大和市次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、目標事業量を定め、子育て支援施策を推進してきました。

平成27（2015）年度から定量的な子育て支援施策の整備量等の目標を市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する法改正がされ、市町村次世代育成支援行動計画の策定は任意化されました。

「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定にあたり、市の実情に応じた施策の推進を目的とし、地域における子育て支援、子どもの健康の確保・増進と心身の健やかな成長、安心して子育てができる環境の整備等の方策について、あらためて、第1期東大和市次世代育成支援行動計画（健やか親子21〔第2次〕）に基づく東大和市母子保健計画の一部を含む）として位置づけることとし、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定しました。

【参考】次世代育成支援対策推進法
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

基本目標 1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります ※下表の「担当課」欄中（ ）内は令和4年度の担当課を記載しています

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦や子育て家庭が感じる孤立感、子育ての負担感を減らし、安心して子育てができるよう、すべての子ども及び子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要です。

妊産婦や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭を取り巻く様々な生活課題への相談等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、出産・子育ての不安を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる仕組みをつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-1-1 ケアラー支援事業	障害福祉課	総合福祉センターは～とふるにおいて、障害児（者）を介護している方に対して、障害の制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や交流会等を行う事業です。	障害児（者）を介護している方に対する相談支援や交流会を実施しました。 相談支援 6,759件（延） ※障害児（者）総数 交流会 年5回実施（延25人参加）	2	コロナ禍にあって、開催時期等を工夫して実施しました。交流会は参加者が固定化しており、周知方法の検討が必要と考えます。	引き続き、感染症対策を講じながら事業を実施していきます。また、周知方法を検討・工夫していきます。
1-1-4 子育て総合相談・専門相談（子ども家庭支援センター運営事業）	子育て支援課（子ども家庭支援センター）	子ども家庭支援センターで実施している子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指す事業です。 福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	子どもと家庭に関する総合相談、心理相談等を実施しました。 （子どもと家庭に関する総合相談） 新規相談件数 212件 延相談件数 8,045件 （心理相談） 実人数 22人 延人数 33人	3	広報等で積極的な周知等を図るとともに、必要な相談支援及び関係機関との連携に努めました。	引き続き、子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談等により、切れ目のない支援を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会の機能を活用することで、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援を行います。
1-1-5 母子保健健康教育・相談事業	健康課（健康推進課）	子どもの健やかな成長発達に必要な、食事や親子の関わり・遊び・生活リズム・むし歯予防などの生活習慣について、必要な知識の普及や情報提供を行う事業です。 また、妊産婦や育児中の保護者に対して、育児不安を解消し、安心して子どもの成長・発達に応じた子育てが行えるよう保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談を行う事業です。	育児学級：7回開催 参加者延26人 職員派遣：なし 講演会：1回 テーマ「コロナワクチンについて」参加者339人 保健相談：電話424件 窓口730件 歯科相談：電話6件 窓口2件 栄養相談：電話66件 窓口56件	2	健康教室は、コロナ禍でありながら人数を絞り感染症対策を徹底して実施しました。外出自粛による窓口個別相談の減少の対応として、電話相談等を充実させたためです。	感染状況を踏まえ、感染症対策を徹底して健康教育を実施し、また健康教育及び相談事業においても、対面以外の方法を工夫していきます。
1-1-6 育児相談事業（すこやか広場）	健康課（健康推進課）	乳幼児期の健康・栄養・発育発達・病気などについて保健師等に気軽に相談を行って、知識を習得していただくとともに、育児の仲間づくりの場を提供しています。 また、未熟児、多胎児などの保護者に対し、専門的な情報提供や助言を行い、育児不安を解消し、交流の場を提供する事業です。	身体計測事業：12回開催 参加者300人 個別相談43人 多胎児の会：5回開催 参加者44人 高齢初産の会：5回開催 参加者48人 未熟児の会：6回開催 参加者8人 （参加者数：延）	2	保健師、栄養士等専門職が、保護者の状況に応じた専門的な情報提供や助言を行い、育児不安の解消や仲間づくりのための、交流の場を提供することができたためです。	感染症対策等を徹底し、専門職による適切な情報提供や助言を行い、育児不安を解消及び、交流の場の提供を継続していきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
1-2-10 休日急患診療所運営事業	健康課 (健康推進課)	休日の小児初期救急診療を行い、休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報を提供する事業です。	患者数：432人（うち、小児患者224人） 休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報を市報等で随時提供しました。	3	新型コロナウイルス感染症の影響で診療患者は減少しましたが、休日における救急診療や、情報を提供できたためです。	新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じた休日における救急診療の実施、情報提供を適切に行ってまいります。
1-3-3 母子健康手帳交付時面接事業	健康課 (健康推進課)	妊娠期を安心して過ごし、出産できるよう、妊娠届出時に保健師等が面接相談し、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、支援が必要な場合には早期から支援を開始する事業です。	母子健康手帳交付者508人の全てに専門職が面接を行い、妊娠、出産、育児に関する情報提供や相談支援を行いました。	2	母子健康手帳交付時のアンケート調査により、妊婦の不安や出産後の育児環境、支援体制等を把握し、妊婦のニーズにあった情報提供や、きめの細かい相談支援を行えたためです。	引き続き専門職による妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行ってまいります。
1-3-5 両親学級事業	健康課 (健康推進課)	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなどの支援を行う事業です。	両親学級を6回（延18日）開催し、140人（延286人）の参加がありました。	2	年度内に感染症対策を徹底して6回開催し、妊婦とそのパートナーの参加があったためです。	妊婦とそのパートナーが安心して参加できるように感染症対策を徹底しながら、妊娠、出産、育児に関する情報提供を実施し、参加者同士の交流や仲間作りの場を提供してまいります。
1-4-3 青少年対策事業	青少年課	市内の小中学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10地区）の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新しい生活様式を踏まえながら、活動可能なものについて実施しました。 「東やまとの青少年」発行のため、東やまとの青少年編集委員会を実施しました。	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新しい生活様式を踏まえながら、活動可能なものについて実施しました。第45号「東やまとの青少年」の発行に伴い、東やまとの青少年編集委員会を開催したため一部達成の評価としました。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等をみながら、各地区での活動も再開してまいります。

基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

※下表の「担当課」欄中（ ）内は令和4年度の担当課を記載しています

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-1-1 公民館事業（保育付講座・親子サロン）	中央公民館	中央公民館等で保育付講座を実施し、乳幼児のいる保護者にも学習の場を提供する事業です。	保育付講座 ・中央公民館：前期保育付講座「産後ママの身体と心のメンテナンス」（父親を含むファミリー講座）全10回（延参加者数58人）、後期保育付講座「自分を愛でよう！毎日の子育てが楽しくなる講座」全10回（延参加者数103人） ・南街公民館：「スタイルアップ講座」全9回（延参加者数118人）「子育ての取組は家庭と地域で」全9回（延参加者数158人）「体験講座 おうちモンテソーリの会」（延参加者数34人） ・上北台公民館：「ピラティスで心と体を整えよう！」全10回（延参加者数107人）	1	新型コロナウイルス感染症の影響により少人数での実施でしたが、個々の話し合いの時間を多く持つことができ、参加者同士の親睦を深めることができました。	保育付講座（中央・南街・上北台公民館）：引き続き、新たなテーマを踏まえた保育付講座を企画します。
2-1-2 プラネタリウム投影事業	社会教育課 (生涯学習課)	乳幼児と保護者を対象とした、「ひよこプラネタリウム」を投影し、親子で星空を眺め楽しんでいただく機会を提供する事業です。	新型コロナウイルスの影響により、ひよこプラネタリウムについては休止としています。 保育園、幼稚園を対象とした幼児投影は、年間27団体、1025人が利用しました。	2	新型コロナウイルスの影響により、郷土博物館が臨時休館となった期間もあり、なおかつ保育園等でもコロナ感染が認められたため、コロナ前に比べると利用団体数は減少しています。	今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、保育園・幼稚園とも連携をとり、乳幼児向けの投影を実施していきます。
2-2-1 児童発達支援事業	障害福祉課	就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定を行いました。 実利用人数 50人 (うち、やまとあけぼの学園 20人)	3	適切な相談対応及び支給決定を実施しました。	適切な相談対応及び支給決定を継続します。
2-2-2 子ども支援員派遣事業	教育指導課	通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童の精神面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童に対して子ども支援員を派遣し、諸問題の解決を図っていく事業です。	子ども支援員派遣人数/回数 15名/918回	3	令和3年度は子ども支援員事業を拡充し、当該児童・生徒に対して付添等の時間や支援回数増加を図り、本人が抱える諸問題等への気づきや情報共有について、より手厚い支援を行いました。	子ども支援員の派遣に対するニーズは高まっているため、今後も学校からの要請に基づき、迅速に子ども支援員を派遣するために、人材の確保を行います。また、各校特別支援教育コーディネーター等と連携し、対象児童・生徒の課題解決に努めます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-2-3 学習支援員事業	教育指導課	小学校において特別な支援を必要とする児童の支援及び学級の荒れの未然防止を図るために校長が指定する特定の学年に学習支援員を配置する事業です。	小学校において、落ち着いた環境の中で学習に取り組めるように、教室内で子どもたちの支援を行う学習支援員を配置しました。	3	市内すべての小学校において学習支援員を配置し、児童に確かな学力を身に付けられるよう学習環境を整えることができました。 〈実績等〉配置校 小学校10校	今後も人的な配置を継続して行い、児童・生徒の学習意欲を高め、児童・生徒の学力向上を図ります。
2-2-4 中央図書館見学会事業	中央図書館	小学3年生及び保育園・幼稚園年長組の児童を対象に中央図書館見学会を実施し（保育園・幼稚園児童には、清原図書館でも実施）、お話し会を楽しんだり、図書館の利用方法を学び、館内案内や本を各自で借りる体験を通して、本に親しむ機会を提供する事業です。	市立図書館見学会 中央図書館 小学3年生 2校6クラス 清原図書館 保育園・幼稚園 7園 保育園・幼稚園 2園	1	新型コロナウイルスの影響により、見学会が実施できない場合もありましたが、市立図書館、小学校、幼稚園・保育園双方で感染対策をしながら、一部実施することができました。	感染対策をとりながら、児童が本や図書館に親しむ機会を提供していきます。
2-2-5 図書館によるお話し会・出前お話し会事業	中央図書館	図書館全館において対象年齢ごとに、お話し会やわらべうたのお話し会を実施し、小学校等の読書週間等に小学校等に向いて、お話し会やブックトーク等を実施する事業です。	おはなし会 中央図書館 4歳～小1 9回 小2以上 10回 桜が丘図書館 4歳～中学生 9回 清原図書館 4歳～中学生 9回 わらべうたのおはなし会 桜が丘図書館 3回 清原図書館 3回 出前おはなし会 1校	1	新型コロナウイルスの影響により、おはなし会が一部中止となってしまいましたが、感染対策を充分にとりながら、一部再開することができました。	今後も感染対策等を取りながら、おはなし会やわらべうた、ブックトーク等を実施し、子ども達に物語や本に親しむ機会を増やしていきます。
2-2-6 郷土博物館による授業の受入れ・講師派遣・出張授業事業	社会教育課 (生涯学習課)	学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習のお手伝いをしています。郷土博物館の各専門分野の職員が授業に参画することで、児童・生徒に対して、より魅力ある学習の機会を提供しています。	令和3年度は71件の授業（小中学校の授業は65件）を行いました（プラネタリウムの学習投影を除きます）。狭山丘陵の自然観察・体験から縄文土器を教室に持ち込んでの授業など、博物館ならではの知識・技術を用い、児童・生徒の興味関心を高め、理解に努めました。	2	新型コロナウイルスの影響により、郷土博物館が臨時休館となった期間もあり、なおかつ学校でも校外での学習を自粛により中止する等、コロナ前に比べると授業数は激減しています。自然観察・体験中も、口に入れる活動（木の実の試食や草笛を吹く等）といった学習を控えた時期もありました。	学校の先生方と打ち合わせを重ねながら、児童・生徒の実態に合った学習・支援を行っていきます。専門的な知識に伴う学習方法で、児童・生徒が楽しく、わかる授業を目指します。
2-2-7 プラネタリウム事業（学習投影・幼児投影）	社会教育課 (生涯学習課)	小・中学生が対象の「学習投影」、保育園・幼稚園児を対象とした「幼児投影」を実施し、子どもたちに天文に親しむ機会を提供する事業です。	令和3年度は学習投影47件、幼児投影27件を行いました。小・中学校では理科の学習カリキュラムに沿った内容で投影し、プラネタリウムを利用することで効果的に学習できるよう努めました。幼児投影では、おひさまやおはしさま等、天文に興味を持ってもらえるような内容の投影を行いました。	2	新型コロナウイルスの影響により、郷土博物館が臨時休館となった期間もあり、また学校でも校外での学習を自粛により中止し、保育園等でもコロナ感染が認められたため、コロナ前に比べると投影数は激減しています。	学校の先生方と打ち合わせを重ねながら、児童・生徒の実態に合った学習・支援を行っていきます。乳幼児にも天文について興味をもってもらえるような投影を行います。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-3-1 就学支援シート活用事業	教育指導課	就学前の新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目的とした事業です。	就学支援シート回収数 176部 (新1年生総数 731名)	3	就学支援シートを新1年生に配布し、保護者から学校に提出されたシートに基づき就学前機関と小学校、保護者で情報共有を行い、切れ目ない支援を行うことができました。	引き続き、就学支援シートの活用を促し、就学前機関と小学校、保護者等の更なる連携の促進を図ります。
2-4-1 児童手当支給事業	子育て支援課	児童手当を対象者に支給し、子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目指す事業です。	法令に基づき児童手当を支給し、経済的支援の充実を図りました。 3月分の受給者数は、6,028人です。	3	法令に基づいた事務処理を行いました。	引き続き、法定に基づいた事務処理を行います。
2-4-4 乳幼児医療費助成事業	子育て支援課	乳幼児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうちの自己負担分を助成し、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを旨とする事業です。	乳幼児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図りました。 3月末時点の対象者数は、4,344人です。(乳幼児1人につき対象者を1人として計上)	3	法令に基づいた事務処理を行いました。	引き続き、法定に基づいた事務処理を行います。
2-4-5 義務教育就学児医療費助成事業	子育て支援課	義務教育就学児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担分を除いた費用を助成し、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを旨とする事業です。	義務教育就学児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行い、経済的支援の充実を図りました。 3月末時点の対象者数は、5,570人です。(児童1人につき対象者を1人として計上)	3	法令に基づいた事務処理を行いました。	引き続き、法定に基づいた事務処理を行います。
2-4-8 東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)啓発推進事業	保育課 (子育て支援課)	令和2(2020)年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)を制定し、周知、啓発を行う事業です。	子ども達にわかりやすく憲章を理解してもらうために、子ども向けの憲章の冊子を作成しました。	3	子ども向けの解説編を作成することにより、市内の児童・生徒及び子育て世代に対し、憲章の周知・啓発を実施することができました。	作成した子ども・子育て憲章の冊子を配布したり、市内で実施している行事の場で憲章に関する展示の場を設ける等、啓発活動に努めていきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-4-9 薬物乱用防止の普及啓発事業	健康課 (健康推進課)	薬物乱用防止東大和地区推進協議会が行う、青少年に薬物を乱用させない啓発事業の取組を支援する事業です。	ポスター及び標語募集応募点数：ポスター78点、標語2点、合計80点 市内小中学校等での講演会：6回	2	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から研修会は中止となりましたが、中学生によるポスター、標語の募集、市内小中学校での講演会を実施し、啓発活動を行えたためです。	今後も青少年に薬物を乱用させないための啓発を、ポスターや標語募集や講演会を通して行っていきます。
2-4-10 乳幼児健診事業	健康課 (健康推進課)	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査(身体計測・医師の診察・相談等)を行い、必要に応じて経過観察健康診査を行う事業です。	3～4か月児健康診査 受診者数504人 受診率93.7% 6か月児健康診査 受診者数512人 受診率95.2% 9か月児健康診査 受診者数491人 受診率91.3% 1歳6か月児健康診査 受診者数510人 受診率87.3% 3歳児健康診査 受診者数457人 受診率88.1% 5歳児健康診査 受診者数417人 受診率80.8%	2	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、感染対策を講じたうえで、集団健診を実施できたためです。	今後も、各健診ごとに感染症対策を実施し、発達の節目の適切な時期に安心・安全に健康診査が受けられるよう事業を継続していきます。
2-4-11 乳幼児歯科保健事業	健康課 (健康推進課)	乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物塗布などを行う事業です。	むし歯予防教室5回開催 参加者45人 歯科健診30回開催 参加者408人 歯科予防処置30回開催 参加者137人 (参加者数 延)	2	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、人数を減らして事業を実施継続できたためです。	今後も、各事業ごとに感染症対策を実施し、事業を継続していきます。また、内容の充実の検討を行います。
2-4-12 乳幼児栄養教室・親子料理教室事業	健康課 (健康推進課)	離乳食講習会や幼児食講習会を行い、離乳食、アレルギー食、食生活等、子どもの成長に関する知識の普及や学童期の食生活を通じた健康づくりを支援する事業です。	離乳食講習会(初期)12回開催 参加者86人 離乳食講習会(中後期)9回開催 参加者48人 幼児食講習会 2回開催 参加者6人 親子料理教室 2回開催 参加者27人	2	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から人数を減らし、試食を中止し試作のみ又はレシピ紹介のみ等工夫を凝らして実施できたためです。	今後も、感染症対策を徹底しながら可能な範囲で実習を取り入れ、工夫した事業を実施していきます。
2-4-13 食育推進教室事業	健康課 (健康推進課)	子どもの発達段階に応じた健全な食生活の実践のための知識の普及、地域の食文化の継承、地元生産者との交流、食の安全などについて、講習と調理実習により知識の普及を行い、食に関する関心及び理解を深め、食を選択する力を養い、心身の健康の確保を目指す事業です。	第1回「手打ちうどん講習会」参加者7人 第2回「簡単ランチ&スイーツドリンク」参加者8人 第4回「フルーツ大福作り」参加者6人	2	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から第3回は中止としました。第1・2・4回は試食を中止し、試作の実演をする等工夫して実施できたためです。	今後も、感染症対策を徹底しながら可能な範囲で実習を取り入れ、工夫を凝らした事業を実施していきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-4-14 予防接種・予防接種費用助成事業	健康課 (健康推進課)	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の発生及びまん延を防ぐため、法令に基づき予防接種を行い、出産に伴う里帰り等で事前に申請した市外での定期予防接種の費用について、限度額の範囲内で助成を行う事業です。	【予防接種】 定期予防接種A類実施件数 15,058件 定期予防接種B類実施件数 13,393件 【予防接種費用助成】 任意予防接種助成件数 3件 定期予防接種助成件数 145件	2	【予防接種】 法令に基づく定期予防接種のうち、努力義務のある定期A類については接種率がほぼ100%であり、概ね実施できたためです。 【予防接種費用助成】 新型コロナウイルス感染症の影響で、里帰りの増加及び里帰り期間の延長がありました。広報により事業の周知を行ったため、申請件数が増え、多くの助成を実施したためです。	今後も、感染症の発生及びまん延防止のため事業を継続していきます。
2-4-15 さわやか教育相談室事業	教育指導課	児童・生徒の教育上の諸問題に関する相談活動の充実を目指す事業です。	市内の幼児・児童・生徒の教育上の問題や悩みに対して、個別相談に応じ、その健全な発育に資することを目的として、相談業務を実施しました。	3	市内に在住または在学する児童・生徒の教育上の諸問題に関する相談活動を通じて、一層の教育相談の充実を図ることができました。 (実績等) 相談件数 87件 さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行うことができました。また、教育相談連絡会を開催し、連携の強化に努めました。	教育相談体制をより一層充実するため、関係機関との連携を強化し、児童・生徒への一層のケアを図ります。
2-4-16 サポートルーム事業	教育指導課	不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。	不登校・不登校傾向にある児童・生徒を対象に支援を実施しました。	3	学校不適応児童・生徒の学習指導を中心に児童・生徒の健全育成に努めることができました。 (実績等) 学校復帰 0人 上級学校等進学 9人 さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行うことができました。また、教育相談連絡会を開催し、連携の強化に努めました。	教育相談体制をより一層充実するため、関係機関との連携を強化し、児童・生徒への一層のケアを図ります。
2-4-17 スクールカウンセラー事業	教育指導課	市内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を目指す事業です。	東京都公立学校スクールカウンセラーを各校に配置しました。また、市費負担のスクールカウンセラー(会計年度任用職員)を小・中学校へ配置し、学校内等における教育相談業務を実施しました。	3	市内全小学校10校・市内全中学校5校・サポートルームにスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図ることができました。	学校に配置されている東京都公立学校スクールカウンセラーや教職員だけでなく、教育センター等の関係機関との連携をより強化し、児童・生徒への一層のケアを図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-4-18 スクールソーシャルワーカー事業	教育指導課	問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけや関係機関とのネットワークの活用・連携により問題の改善及び軽減を目指す事業です。いじめに関する電話相談も実施しています。	平成27年度より、問題を抱える児童及び生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題の改善及び軽減を図ることを目的に、スクールソーシャルワーカーを教育指導課に配置しました。	3	教育指導課にスクールソーシャルワーカーを1人配置し、問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して連携したりして、問題の改善及び軽減を図りました。 <実績等>学校訪問、校内委員会への参加 小学校10校・中学校5校	スクールソーシャルワーカーを増員し、学校を拠点として活動して関係機関との連携を強化することで、児童・生徒の生活指導上の課題解決を図ります。
2-4-19 私立幼稚園保護者に対する補助事業	保育課	私立幼稚園、認定こども園または幼稚園類似施設に通園する3歳児から5歳児までの保護者に補助を行い、保護者の負担軽減を図る事業です。	幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園へ幼児を通園させている保護者に対し所得に応じて補助金を交付し、保育料等の負担を軽減しました。	3	令和3年度における幼稚園の入園児童数のうち約98.8%に対して補助金を交付し、保護者の負担を軽減しました。	次年度以降も幼稚園教育の振興と充実を図るため、保護者に対し、適切な補助金交付を実施していきます。
2-5-1 放課後等デイサービス事業	障害福祉課	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。	当事者及び保護者の相談に応じ、ニーズに合わせて適切に支給決定を行いました。 実利用人数 158人	3	適切な相談対応及び支給決定を実施しました。	適切な相談対応及び支給決定を継続します。
2-5-2 無料学習塾の支援	子育て支援課	市民センター等において、市民ボランティアが企画・運営している無料学習塾に対して、会場の確保及びチラシの配布などの支援を行っています。	新型コロナウイルス感染症の影響から、一部会場の利用制限がありました。継続的に会場を確保しました。 感染対策を図るなどの理由により、新たな生徒の募集は困難とのことから、チラシ配布などの支援依頼はありませんでした。	2	新型コロナウイルス感染症の影響から一部利用制限がありましたが、感染対策を図りながらの運営に協力いただき、市民ボランティアの希望に沿った会場確保を行うことができました。	引き続き、感染対策を図りながらの運営にご協力いただき、会場の確保などの支援を行っていきます。
2-5-4 児童館事業	青少年課	子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う事業です。	新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言等中は、一般来館利用を制限し、行事等も中止とした。新たな生活様式をとり入れた、行事等を規模を縮小・制限し、コロナウイルス感染防止策を徹底し開館しました。	2	新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底したうえで、事業を実施したが、一部児童館事業を行うことが出来ませんでした。	新型コロナウイルス対策を実施し、様々な工夫を凝らし児童館事業を実施することにより、利用者がより安心して楽しく過ごせる場の提供を行います。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
2-5-5 ランドセル来館事業	青少年課	共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供している事業です。	緊急事態宣言等中においても、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底したうえで、事業を実施しました。	3	新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底したうえで、事業を実施しました。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底したうえで、利用者がより安心して楽しく過ごせる場の提供し受け入れを行います。
2-5-7 子どもの学習・生活支援事業	生活福祉課	生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施している事業です。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の利用者は16人。（生活保護世帯9人、その他困窮世帯7人） 不登校生徒を含む中学3年生の利用者全員（2人）の進学が決定しました。 	3	<p>コロナ禍においても子どもが安心できる居場所の役割を果たし、利用者16人に生活習慣の改善に関する助言や基礎学力の向上を目指した学習支援を行いました。</p> <p>中学3年生は不登校だった生徒も含め、利用者全員（2人）が進学したことから、貧困の連鎖の防止に寄与しました。</p>	<p>引続き生活保護ケースワーカー、子ども家庭センターやサポートルーム等の関係機関と連携し、当該事業の周知を行い、利用促進を図ります。</p> <p>特に中学3年生の支援を重点的に行い、高等学校進学率100%を目指します。</p>
2-5-8 放課後子ども教室推進事業	青少年課	小学生が、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう、小学校の施設を活用し、地域のボランティアの皆様の協力を得て、勉強、スポーツ、文化活動、交流活動を行う事業です。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、活動を中止していたが、感染状況をみながら、一時再開することが出来ました。	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの期間活動を中止としました。	新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、スタッフに感染対策を浸透させ万全に講じることができる状態になったうえで再開します。

基本目標3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります ※下表の「担当課」欄中（ ）内は令和4年度の担当課を記載しています

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。

このような保育ニーズの高まりに対応していきけるよう、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
3-1-1 ミュージックチャイム（夕やけこやけ）事業	秘書広報課	子どもたちが日没前に安全に帰宅できるよう、「夕やけこやけ」を1月～3月、10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から防災行政無線を活用して放送する事業です。	防災行政無線を活用し、「夕やけこやけ」を1月～3月、10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から放送しました。	3	1年を通して予定どおり放送を行うことができました。	子どもたちの安全な帰宅を促すため、次年度以降も引き続き放送を行います。
3-1-2 青色回転灯パトロールカー巡回事業	防災安全課	子どもたちの安全を確保するため、青色回転灯を装着したパトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施する事業です。	毎週月曜日から金曜日までの5日間、午後1時15分から6時15分まで、警視庁の運転許可証を取得した職員が市内全域を回り、子どもの見守り及び不審者等の警戒を行いました。	3	開庁日の午後1時15分から6時15分までの間、青色回転灯パトロールカーでの地域の見守りを実施したため。	地域の見守りを実施するため、引き続き、青色回転灯パトロールカー巡回を行います。
3-1-3 安全安心情報送信サービス	防災安全課	不審者出没情報などの子どもの安全に関する情報のほか、気象、地震など災害に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信する事業です。	(1)不審者出没情報を電子メール配信サービスの「安全安心情報送信サービス」の登録者に送付しました。 (2)令和3年度下半期(10月～3月)は、17件の不審者出没情報をメールで送信しました。	3	不審者出没の情報提供があった際に迅速にメールにより情報提供を行ったため。	迅速に不審者出没の情報提供を行うため、引き続き、安全安心情報送信サービスを行います。
3-1-4 交通安全施設管理事業	土木課 (道路交通課)	通学路における児童・生徒の登下校時等の安全を確保するために、関係課や警察と連携し、通学路標識をはじめとする交通安全施設の改善対策を実施する事業です。	①道路反射鏡補修 11基 ②区画線補修 7,095.4m (67路線) ③交差点鉸補修2基、撤去1基 ④カラー舗装補修 赤・緑舗装77.88㎡ (6路線)、グリーンベルト468.8m (8路線) ⑤その他施設等の補修 21件 ⑥道路反射鏡の清掃 1,285基	3	市道の定期的な点検をはじめ、通学路合同点検、その他市民等からの要望により、市道の道路附属物等の交通安全施設を補修するなど適正な維持管理に努めました。	交通事故などの交通災害から市民の生命・身体を守り、安全で安心な生活環境を確保するため、引き続き交通安全施設の改善対策を実施していきます。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
3-1-5 公園管理・狭山緑地管理・こども広場管理事業	環境課 (土木公園課)	子どもの遊び場及び市民の憩いの場として、公園を整備する事業です。	子どもの遊び場の充実を目指して、高木公園の一部改修及び狭山緑地に幼児用木製複合遊具の設置を行いました。 また、公園等の適切な維持管理の実施に努めました。	1	市内の公園の大部分において、老朽化が進んでおり、改修または再整備を進めなければならない公園等が多数あるため。	公園施設長寿命化計画に基づく施設更新及び再整備を推進していきます。 併せて、森林環境譲与税を活用した木製遊具等の設置も実施します。
3-1-6 通学路防犯カメラ設置・維持管理事業	教育総務課	通学路における子どもの安全確保、犯罪抑止に寄与するため、防犯カメラを設置し、維持管理する事業です。	市内小学校10校の通学路に1校あたり5台、合計50台設置している防犯カメラについては、業務委託による保守点検を行い、適切な維持管理に努めました。 また、警察や学校と協力し、市内の犯罪発生状況等を踏まえながら、新たに防犯カメラ20台を通学路等に設置しました。	3	故障した防犯カメラ1台を修繕するとともに、保守点検を通じて、適切な維持管理に努めることが出来ました。 また、新たに設置した防犯カメラ20台については、市内の犯罪発生状況等を踏まえながら設置したことで、登下校時の子どもたちの安全確保や犯罪抑止に寄与することが出来ました。	次年度以降については、通学路等に設置した防犯カメラ70台の適切な維持管理に努め、引き続き登下校時の子どもの安全確保や犯罪抑止に努めます。
3-1-7 スクールガード事業	教育総務課	交通安全に理解と熱意を持つ方を学校安全ボランティアとして依頼し、登下校時において、交通整理をしながら、児童・生徒の見守り活動を行う事業です。	地域の方々によるボランティアのスクールガードは、通学路で子どもたちの見守り活動を行いました。活動にあたっては、万が一の負傷等に備えて、市で保険に加入するとともに、活動に必要な物品等を貸与し、適切な見守り活動が実施できるよう努めました。	3	スクールガードの登録人数は、昨年度と比べて若干減少しましたが、引き続き通学路で子どもたちの見守り活動を行い、登下校時の子どもたちの安全確保が図られました。	少子高齢化によりスクールガードの担い手不足が深刻化してきています。子どもたちの安全を守る環境を地域全体で作りあげていくため、スクールガードの活動を広く周知するとともに、担い手の募集等に努めます。
3-1-8 青少年対策事業（あいさつ・見守り・パトロール）	青少年課	防犯パトロールなど、青少年を非行や犯罪等から保護する活動を行っている、青少年対策地区委員会へ助成を行う事業です。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、防犯パトロール等の活動は中止となりました。	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一部を除き青少年対策地区連絡協議会の活動全般が中止となったため。	新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、活動を再開します。
3-2-1 男女共同参画推進事業	地域振興課	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例に定められた東大和市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画について市民及び事業者の理解が深まるよう取り組む事業です。	男女共同参画に関するパネル展、SNSなどの情報提供に加え、国の「男女共同参画週間」に合わせFM立川にラジオ出演し、市民以外にも広く広報・啓発を行いました。 また、平成27年度～令和2年度に男女共同参画をテーマとして募集した川柳の作品集「東大和市男女共同参画川柳作品集 3」を発行し、意識啓発を図りました。	2	さまざまな手段を用い、意識啓発に努めたが、男女共同参画推進のためにはより一層の啓発が必要であるため、周知方法の工夫・改善が必要であるからです。	「第三次東大和市男女共同参画推進計画」にある広報・啓発活動及び男女共同参画相談の充実を図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
3-3-2 赤ちゃん・ふらっと整備事業	子育て支援課	乳幼児とその保護者が安心して外出できるように、授乳やおむつ替え等ができる設備を、公共施設や民間施設内に設置する事業です。	庁内に設置している赤ちゃん・ふらっとについては、清掃を定期的に行うなど、お子様を連れの方々が安心して利用できるような整備に努めました。市内の事業所については、事業の啓発に努めました。	2	公共施設の赤ちゃん・ふらっとを快適に利用できるような維持管理に努め、市内事業所に啓発することができたため。	今後もより多くの方に利用していただくためにも環境整備をし、周知をしていきます。
3-3-3 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）啓発推進事業	保育課 （子育て支援課）	令和2（2020）年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育てるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）を制定し、周知、啓発を行う事業です。	2-4-8の再掲	3	—	—
3-4-1 サポートルーム事業	教育指導課	不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。	2-4-16の再掲	3	—	—

基本目標4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります ※下表の「担当課」欄中（ ）内は令和4年度の担当課を記載しています

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていく必要があります。

すべての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立に向かっていける地域をつくります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
4-1-1 受験生チャレンジ支援事業	福祉推進課	高校・大学等の受験に備え、受験料及び学習塾等の受講料の貸付を行い、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行う事業です。	学習塾受講料 31件 5,715千円 受験料 34件 1,227千円	3	PRを積極的に行いましたが、前年度比2件減の結果となりました。	低所得者世帯、ひとり親世帯にとって有意義な事業であることから、積極的なPRを行っていきます。
4-1-2 就学支援シート活用事業	教育指導課	就学前の新1年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目的とした事業です。	2-3-1の再掲	3	—	—
4-2-1 小・中学生対象人権啓発事業	秘書広報課 (地域振興課)	人権の花運動や人権作文コンテスト、子どもからの人権メッセージ発表会への小・中学生の参加を促すことで、人権尊重思想の醸成を図ります。	人権の花運動及び人権作文コンテストを実施した。また、人権メッセージ発表会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止としたが、メッセージ集を作成しました。これらの行事への参加を通じて人権尊重思想の醸成を図りました。	2	概ね予定どおり事業を実施することができましたが、一部事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により内容を変更して実施しました。	引き続き、人権の花や人権作文コンテスト、子どもからの人権メッセージ発表会への参加を通じて、人権尊重思想の醸成を図ります。
4-2-2 中学生の「税についての作文」コンクール事業	課税課	全国納税貯蓄組合連合会・国税庁が主催の中学生の「税についての作文」コンクール及び全国間税会総連合会が主催の「税の標語」を通じ、租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養う事業です。	租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うため、「税についての作文」及び「税の標語」を募集し、市長賞の表彰を行いました。	3	「税についての作文」及び「税の標語」に関し、市長賞の表彰を行い、租税の意義や役割を正しく理解し、考え、表現することで健全な納税者意識を養うことができました。	今後も「税についての作文」及び「税の標語」について、市長賞の表彰を実施していく予定です。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
4-2-3 社会を明るくする運動（更生保護事業）	福祉推進課	法務省の主唱で、更生保護について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を実施する事業です。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定していたほとんどの事業が休止となりました。 休止となった事業 ①主要事業（中学生の意見発表） ②中学校ごとのミニ集会 ③産業まつりでの啓発活動	1	予定していたほとんどの事業が中止となりました。	新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、効率的な事業展開を検討します。
4-2-4 明るい選挙ポスターコンクール事業	選挙管理委員会事務局	小・中学生を対象に、明るい選挙ポスターコンクール及び同ポスター展を実施し、政治参加の重要性や選挙の意義について啓発を行う事業です。	市内の小・中学校から明るい選挙ポスターコンクールに多くの応募がありました。これに伴い、ポスター展を実施しました。	3	当該事業を実施することで、啓発することができました。	継続します。
4-2-5 東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）啓発推進事業	保育課 （子育て支援課）	令和2（2020）年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育てるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）を制定し、周知、啓発を行う事業です。	2-4-8の再掲	3	—	—
4-2-6 親と子の環境教室事業（施設見学会）	環境課 （環境対策課）	小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施し、環境問題に対する意識の啓発を行う事業です。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止しました。	0	事業を中止しました。	実施方法を検討したうえで、環境問題に対する意識の啓発を行っていきます。
4-2-7 消費者保護対策事業	地域振興課	消費生活に係る知識の向上と消費者被害の防止に努めることを目的に、青少年を含む市民への意識啓発を行うための事業です。	小学校5・6年生及び中学校1～3年生の各クラスに対し、事業者作成の「消費者啓発日めくりカレンダー」を配布しました。 小学校6年生の児童及び中学校3年生の生徒に対し、消費者問題解決のための「消費者啓発冊子」2種を配布しました。 若年層向けパネル展を市役所1階入口ホールにおいて実施しました。 成年年齢引き下げに伴う啓発チラシを作成しました。	2	小中学生に対する取組として、啓発物の配布のみに留まりました。 成年年齢引き下げに伴う取組として、啓発チラシの作成を行いました。高等学校への配布については、スケジュールが整わず実施は翌年度となりました。	引き続き小中学生に対し、啓発冊子を配布します。 若年層に対し、高等学校への啓発やパネル展を実施します。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
4-2-8 成人式事業	社会教育課 (生涯学習課)	新成人の門出を祝うとともに、それぞれの自主性を尊重し、また、大人としての自覚を促す機会となる場を提供するための事業です。	会場に集まる人数を最小限にするため、2分割で開催しました。また、例年実施していた成人式実行委員会による催し物は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、会場内にとどまる時間を短くするため、YouTubeにおいて動画を配信しました。	3	例年実施していた成人式実行委員会の催し物を、現地ではない方法で実施するため、各委員が企画を検討し、実施することができました。	依然として新型コロナウイルス感染症の収束を見込むことが難しいことから、基本的対策を行うとともに、2分割での実施など柔軟な対応をとって開催します。
4-2-9 小・中学生の広島派遣事業	社会教育課 (生涯学習課)	平和学習及び広島派遣事業や平和市民のつどいを通じ、若い世代の平和意識の高揚を図るための事業です。	広島派遣事業については、広島市における平和記念式典の参加者が関係者のみになるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、広島派遣を行わず地域の戦争・平和学習会に絞り事業を実施しました。平和市民のつどいについては、現地で開催せず、動画を制作し、市の戦災建造物である変電所や平和施策について広く周知しました。	3	現地での開催は困難なことから、動画による実施など、形を変えて実施することができました。	依然として新型コロナウイルス感染症の収束を見込むことが難しいことから、基本的対策を行うことを前提として、状況に応じて事業を実施します。
4-2-10 青少年問題協議会事業	青少年課	東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。	東大和市善行青少年の表彰を実施しました。	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、駅頭キャンペーンは中止としましたが、東大和市善行青少年の表彰については、各学校長より表彰団体に授与を実施したため。	新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、活動を再開します。
4-2-11 青少年対策事業	青少年課	市内の小学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会(10地区)の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。	1-4-3の再掲	2	—	—
4-2-12 公民館5館合同事業「夏休み☆みんなで作る遊空間」	中央公民館	子どもを対象とした講座を開催し、子どもたちが様々な体験ができる機会をつくるための事業です。	開催回数 25回 延参加者数 394人(スタッフ含む) 期間 10月2日(土)～3月5日(土)	3	緊急事態宣言中だったため、夏休み中に実施することはできませんでしたが、秋以降に実施し、子どもたちに様々な体験をする機会を提供することができました。	コロナ禍を踏まえた、感染症対策を講じた実施方法を検討していきます。

基本目標5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

※下表の「担当課」欄中（ ）内は令和4年度の担当課を記載しています

障害のある児童等、配慮が必要な子どもについては、子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むことが必要です。

経済的困難を抱える等、貧困の状況にある子どもや保護者、子育て家庭の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、関係機関と連携して相談や負担軽減などの支援施策を行うことで、総合的な対応を図ります。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
5-1-1 児童虐待対応事業（子ども家庭支援センター運営事業）	子育て支援課 （子ども家庭支援センター）	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行う事業です。 市民等から虐待の通告があった場合、原則48時間以内に児童の安否確認を行います。ケースに応じ、福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら支援します。	児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談等実施しました。 （児相虐待） 新規相談件数 129件 延相談件数 5,113件 また、個別ケースの相談支援に関わるチームケア会議を開催しました。 （チームケア会議） 開催回数 21回	3	必要な相談支援に努めました。また、チームケア会議を通じて、関係機関の連携を図ることにより、児童虐待防止に向けた対応ができました。	引き続き、関係機関との連携を図りながら、児童虐待防止に向けて取り組んでいきます。
5-4-1 児童発達支援事業	障害福祉課	就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。	2-2-1の再掲	3	—	—
5-4-2 放課後等デイサービス事業	障害福祉課	就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。	2-5-1の再掲	3	—	—
5-4-3 障害児相談支援事業	障害福祉課	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス等利用計画を作成する事業です。なお、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	当事者及び保護者の相談に応じ、円滑にサービス利用できるよう適切に支給決定を行いました。 実利用件数 延577件	3	適切な相談対応及び支給決定を実施しました。	適切な相談対応及び支給決定を継続します。

整理番号・事業名	担当課	施策概要	令和3年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
5-4-4 発達障害者支援連絡会	障害福祉課	発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関と情報連携を行い、相談支援の充実を図ります。	令和3年度は学習会形式での連絡会を開催しました。 実施日 令和4年3月10日(木) 「大人の発達障害について」 講師 東京都発達障害者支援センター 阿部貴史氏	2	連絡会を開催し、発達障害について知識を深めることができました。関係機関との情報交換や課題の共有を図ることが必要です。	引き続き連絡会を実施し、情報連携や課題の整理を行います。
5-4-5 心身障害児福祉手当支給事業	障害福祉課	20歳未満の障害のある児童を養育している方に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る事業です。	支給対象児童に対し、適切に手当の支給をすることができました。	3	支給対象児童に対し、適切に手当の支給をすることができました。	適切に手当の支給を行えるよう、課内で連携を取り事業を継続します。
5-4-6 乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談事業(障害の早期発見)	健康課 (健康推進課)	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障害を早期に発見し、適切な支援を行います。	発達健診 27回/年 参加者延138人 経過観察発達相談 116回/年 参加延368人	2	きめ細やかな相談体制の整備及び関係機関との連携を図り、乳幼児と保護者とのグループ活動を実施し、切れ目ない支援を行うことができたためです。	障害を早期に発見し、適切な関係機関に紹介する等の支援を行うため事業を継続していきます。
5-4-7 就学相談	教育指導課	東大和市立小学校及び中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童及び生徒のうち、就学相談の申込みをされた、心身に障害がある者その他の教育上の特別な支援が必要な者(要支援児童等)に対して適正な就学等の支援を行います。	就学支援委員会開催回数 25回 相談者数 147名	3	コロナ禍において対面での就学支援委員会の実施について制限がある中で、書面での判定会議やオンラインで医師の面談を実施するなど、適切な就学支援委員会の運営維持に努めました。	書面での判定会議やオンラインでの医師の面談等の取組を継続し、適切な就学支援委員会の運営を行います。
5-4-8 巡回相談	教育指導課	臨床心理士や特別支援教育士の資格をもった心理相談員が、小・中学校及び幼稚園・保育園を訪問し、特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒に対して行動観察を行うとともに、教員や保護者へ指導の内容及び方法について助言や相談を行います。	巡回指導員・巡回相談員による巡回相談 件数 765件	3	巡回指導員や巡回相談員が情報収集や丁寧な行動観察による助言や相談を行い、本人及び家庭への支援の気づきに繋がりました。また、幼稚園・保育施設等への定期的な巡回相談の実施など、関係機関と連携を取りながら必要な支援を実施しました。	引き続き、特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒への巡回相談を実施します。また、専門の見地より、教員をはじめとする関係者や保護者への助言や相談等の支援を行います。

東大和市子ども・子育て未来プラン
(令和3年度実施状況報告書)

令和5年3月

発行 東大和市子ども未来部子育て支援課
〒207-8585
東大和市中心3丁目930番地
電話:042-563-2111(代表)
FAX:042-563-5928